

別紙１０ リスク分担表

【修繕・改修工事等以外】

段階	種類	内容		負担者	
				県	指定管理者
共通	法令・関連制度の変更	指定管理者が行う業務運営に影響のある法令等の変更に伴う費用の増加(収入の減少)及び事業の中断等による損害		○ (協議による)	
	資金調達	必要な資金の確保			○
	周辺地域・住民・利用者への対応	地域との協調			○
		指定管理業務に対する住民及び利用者からの苦情、要望等			○
		上記以外		○	
	第三者賠償	維持補修・運営における第三者への損害	県の事由	○	
			指定管理者の事由		○
	事業の中止・延期	指定管理者の責任による遅延・中止			○
		指定管理者の事業放棄・事業破綻・契約違反等			○
準備段階	事業終了時の費用	期間終了時又は期間中に業務を廃止した場合、又は指定を取り消された場合における原状回復及び撤収費用			○※1
	引継費用	施設運営の引継コストの負担			○※2
管理運営段階	施設の使用許可	県有施設の使用許可（利用許可及び都市公園条例第４条第１項に規定する行為許可を除く）		○	
		県有施設の使用許可（利用許可及び都市公園条例第４条第１項に規定する行為許可に限る）			○
	使用料の徴収	県有施設の使用料の徴収			○
	使用料の督促、滞納処分	県有施設使用料滞納に係る督促、滞納処分（利用料及び都市公園条例第４条第１項に規定する行為許可使用料を除く）		○	
		県有施設使用料滞納に係る督促、滞納処分（利用料及び都市公園条例第４条第１項に規定する行為許可使用料に限る）			○
	火災保険の加入	県有施設の火災保険		○	
	施設の利用不能による収入減少に対する補填	修繕・改修工事等（県が負担者となるものに限る）によるもの及び災害、事故、その他の不可抗力の事由によるもの	１月未満		○
			１月以上	○	

※1 原状回復に関しては県の承認を得た場合を除く。

※2 新旧指定管理者間の協議により応分の負担。

【修繕・改修工事等】

項目			負担者		備考
			県	指定管理者	
修繕工事等 (破損、故障、摩耗、劣化等に対応して施設及び設備の現状機能を維持する工事等)		300万円未満		○	
		※右記の金額は、１件当たりの修繕工事費用とする ※指定管理者において実施する修繕工事の費用の総計については、指定管理者に指定された者と協議の上、基本協定において定める 300万円以上	※3 ○		
改修工事等 (施設及び設備の機能を向上させる工事等)	法律・条例・規則等の制定・改正等により、社会的、政策的に施設整備が求められる工事、防災対策関連工事、バリアフリー化工事、省エネ対策工事（LED化）、施設の安全管理・維持向上に必要不可欠な工事等		※3 ○		
	利用者サービスの向上や施設管理の利便性向上等のための工事、事務室のレイアウト変更等			○	
大規模工事 (個別施設計画に基づく工事、災害復旧工事等)			○		個別施設計画は指定管理者の要望等も加味する。

※3 緊急性の高いものや施設の運営に影響が及ぶ等の理由により指定管理者又は指定管理者が指定する特定の業者が実施する事が望ましいものについては、協議の上、指定管理者の負担により施工する場合がある。